



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B59巻ー通信サービス

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B59 巻－通信サービス

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B59 巻－通信サービス

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

通信サービス

産業に関する記述

「通信サービス」産業は、無線及び有線の電気通信企業だけでなく、ケーブル及び人工衛星サービスを提供する企業によっても構成される。無線サービスセグメントは、無線に基づくセルラー・ネットワークを通じて直接通信を提供し、関連するスイッチング及び伝送施設の運営及び維持をする。有線セグメントは、公衆交換電話網を通じて短距離及び長距離の音声通信を提供する。有線の事業者はまた、VoIP 電話、テレビ、及びブロードバンドインターネットのサービスを拡大する光ファイバーケーブルのネットワーク上で提供する。ケーブルの提供者は、テレビ放送をケーブルネットワークから加入者に配信する。ケーブルの提供者もまた、典型的にはビデオサービス、高速インターネットサービス及びVoIP を顧客に提供する。これらのサービスは伝統的にパッケージに束ねられ、加入者がそれぞれのサービスについて別個に支払うよりも容易に支払う選択肢を提供している。人工衛星企業はテレビ番組を、地球を周回する放送用の人工衛星又は地上局から配信する。企業は主として国内市場の顧客を対象にするが、一部の企業は複数の国で事業を展開している。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
オペレーションの環境フットプリント	(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール (GJ)、パーセンテージ (%)	TC-TL-130a.1
テクノロジーの中断によるシステムリスクの管理	サービス中断 (interruptions) 時にスムーズなサービスを提供するシステムの説明	説明及び分析	該当なし	TC-TL-550a.2

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
無線サービス加入者の数 ¹⁰⁷	定量	数	TC-TL-000.A
有線サービス加入者の数 ¹⁰⁸	定量	数	TC-TL-000.B
ブロードバンド・サービス加入者の数 ¹⁰⁹	定量	数	TC-TL-000.C
ネットワーク・トラフィック	定量	ペタバイト	TC-TL-000.D

¹⁰⁷ TC-TL-000.A に関する注記 – 無線サービス加入者は、携帯電話サービス又は無線データサービス（又はこの両方）を含む、モバイルサービスについて企業と契約している顧客と定義する。

¹⁰⁸ TC-TL-000.B に関する注記 – 有線サービス加入者は、固定回線電話サービスについて企業と契約している顧客と定義する。

¹⁰⁹ TC-TL-000.C に関する注記 – ブロードバンド・サービス加入者は、固定回線及び Wi-Fi 接続を含むインターネットのサービス契約について企業と契約している顧客と定義する。

オペレーションの環境フットプリント

トピックサマリー

個々の通信サービス企業は、相当量のエネルギーを消費している。エネルギー源及びその生成効率に応じて、通信ネットワークのインフラによる電力消費は、気候変動などの環境の外部性に大きく寄与する可能性があり、この産業の持続可能性に対するリスクを生み出している。ネットワーク機器及びデータセンターのエネルギー効率は向上しているが、電気通信インフラ及びデータトラフィックの拡大に伴い、ネットワーク全体のエネルギー消費量は増加している。通信サービス企業が、全体的なエネルギー効率又はエネルギー集約度、さまざまな種類のエネルギーへの依存、及び代替エネルギー源を入手する能力を管理する方法は、エネルギー効率及び再生可能エネルギーへのインセンティブ並びに温室効果ガス（GHG）排出の価格設定を伴い、気候変動に対する世界的な規制の焦点が高まるにつれて、これまで以上に重要に（material）なっている。この産業ではエネルギーへの支出が重大（significant）であるため、オペレーションのエネルギー効率を改善できる企業は、コスト削減及び利益率の向上を実現できる可能性が高い。

指標

TC-TL-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
 - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した（自己生成の）エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
 - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
 - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、~~米国エネルギー省（DOE）~~、又は~~米国エネルギー情報局（EIA）~~から取得した、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
 - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
 - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
 - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。

- 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。
- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）し（すなわち売却せず）、取消し（retire）又は無効化（cancel）する必要がある。
- 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）又は交換（replace）し、取消し（retire）又は無効化（cancel）する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
- 3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
- ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム（ATFS））で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料（又はこれらの複数のもの）に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）の HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合）等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。
- 5 企業は、データセンターの 12 か月加重平均電力使用効率（PUE）を開示する場合がある。
- 5.1 PUE は、コンピューター・データセンター施設で使用する総電力量と、コンピューター機器に供給する電力量との比率と定義する。
- 5.2 PUE を開示する場合、企業は PUETM: 米国暖房冷凍空調学会（ASHRAE）及び Green Grid Association が発行した「PUETM: A Comprehensive Examination of the Metric (2014)」に記述されているガイダンス及び計算方法に従わなければならない。

テクノロジーの中断によるシステムリスクの管理

トピックサマリー

通信ネットワークのシステム的な重要性（importance）を考えると、通信サービス企業のネットワークインフラ設備が不安定で、事業継続リスクが生じやすい場合、システム全体又は経済全体に混乱が生じる場合がある。気候変動に関連する異常気象の頻度が高まるにつれ、通信サービス企業は、潜在的に重大な（significant）社会的又はシステム的な影響（impacts）を伴う、ネットワークインフラ設備の物理的な脅威の増大に直面する。強靱で安定的なインフラ設備がない場合、企業は、サービスの停止に関連する売上の喪失、及び、破損又は欠陥のある機器を修理するための想定外の投資に直面する場合がある。重要な（critical）ビジネスオペレーションの識別を含めて事業継続リスクに対処し、又はシステムのレジリエンスを強化するための対策の導入に成功した企業は、リスクの発生を大幅に削減し、したがって資本コストを低く抑える可能性が高い。このような対策の導入には初期コストがかかる場合があるが、影響の大きい中断が発生した場合の修復コストの低減によって、企業は長期的な利益を享受する可能性が高い。

指標

TC-TL-550a.2. サービス中断（interruptions）時にスムーズなサービスを提供するシステムの説明

- 1 企業は、オペレーションに影響を与えるテクノロジーの中断に関連する潜在的な事業継続リスクについて説明しなければならない。
 - 1.1 中断の例には、ホスティング施設での技術的な障害、プログラミング・エラー、サイバー攻撃、気象事象又は自然災害が原因で発生するものを含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、事業継続リスクに対処するために導入する方策について説明しなければならない。これには、重要な（critical）ビジネスオペレーション及び余裕領域の特定、又は、システムのレジリエンスの強化若しくは損失に対する保険を含む影響（impact）を軽減するために実施されるその他の措置を含む。
- 3 企業は、潜在的な損失の見積額、その損失の可能性及び関連する時間軸について説明する場合がある。これらの見積額は、保険の補償額、又は、その他の第三者又は内部者の評価による潜在的な損失に基づく場合がある。